

独立行政法人北方領土問題対策協会の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人における役員報酬は、給与法に準拠した水準としており、前年度の組織の評価結果について、個別に業績を勘案し、役員の報酬を増減できることとしている。平成18年度においては、人事院勧告の趣旨に基づき、報酬額の減額を行っている。

役員報酬基準の改定内容

- 理事長

俸給月額「1,016,000円以内」を「948,000円」以内に改めた。ただし、平成18年4月1日の前日から引き続き役員である者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その任期中に限り、俸給のほか、その差額に相当する額を俸給として支給。
- 理事

俸給月額「844,000円以内」を「788,000円」以内に改めた。ただし、平成18年4月1日の前日から引き続き役員である者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その任期中に限り、俸給のほか、その差額に相当する額を俸給として支給。
- 理事(非常勤)

非常勤役員手当について、勤務1日につき「37,800円を超えない範囲」を「35,300円を超えない範囲」に改めた。ただし、平成18年4月1日の前日から引き続き役員である者の受ける手当の額が同日において受けていた手当の額に達しないこととなる役員には、その任期中に限り、改訂前の額を手当として支給。
- 監事(非常勤)

東京勤務「月額299,000円」を「月額279,000円」に改めた。
札幌勤務「月額199,000円」を「月額185,000円」に改めた。
ただし、平成18年4月1日の前日から引き続き役員である者の受ける手当の額が同日において受けていた手当の額に達しないこととなる役員には、その任期中に限り、改訂前の額を手当として支給。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 19,466	千円 12,192	千円 5,466	千円 1,585 (調整手当) 223 (通勤手当)	-	-
理事 (1人)	千円 11,266	千円 7,608	千円 3,156	千円 228 (調整手当) 156 (通勤手当) 118 (寒冷地手当)	-	-
理事 (非常勤) (3人)	千円 400	千円 400	千円 -	千円 -	1月1日1名	12月31日1名
監事 (非常勤) (2人)	千円 5,976	千円 5,976	千円 -	千円 -	-	-

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績助案率	摘 要
理事長	-	-	-	-	-	該当者なし
理事	-	-	-	-	-	該当者なし
理事 (非常勤)	-	-	-	-	-	該当者なし
監事 (非常勤)	-	-	-	-	-	該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、中期計画に基づく人件費の適正な管理を行うとともに、業務の効率化・外部委託の推進等により人員の削減を実施する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の水準を最大限反映させるほか、評価委員会の評価等を考慮に入れて決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給額を変動させる。
俸給	1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告の趣旨に基づき、平成18年4月1日から、俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な給与構造の改革を実施した。具体的には、俸給表の切替えにより、俸給水準を全体として平均4.8%引き下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を行った。ただし、俸給の切替えに伴う経過措置として、切替日の前日から引き続き職員であった者で、その者の受ける給料の月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	14人	44.1歳	6,756千円	4,953千円	166千円	1,803千円
事務・技術	14人	44.1歳	6,756千円	4,953千円	166千円	1,803千円
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 -	歳	千円	千円	千円	千円

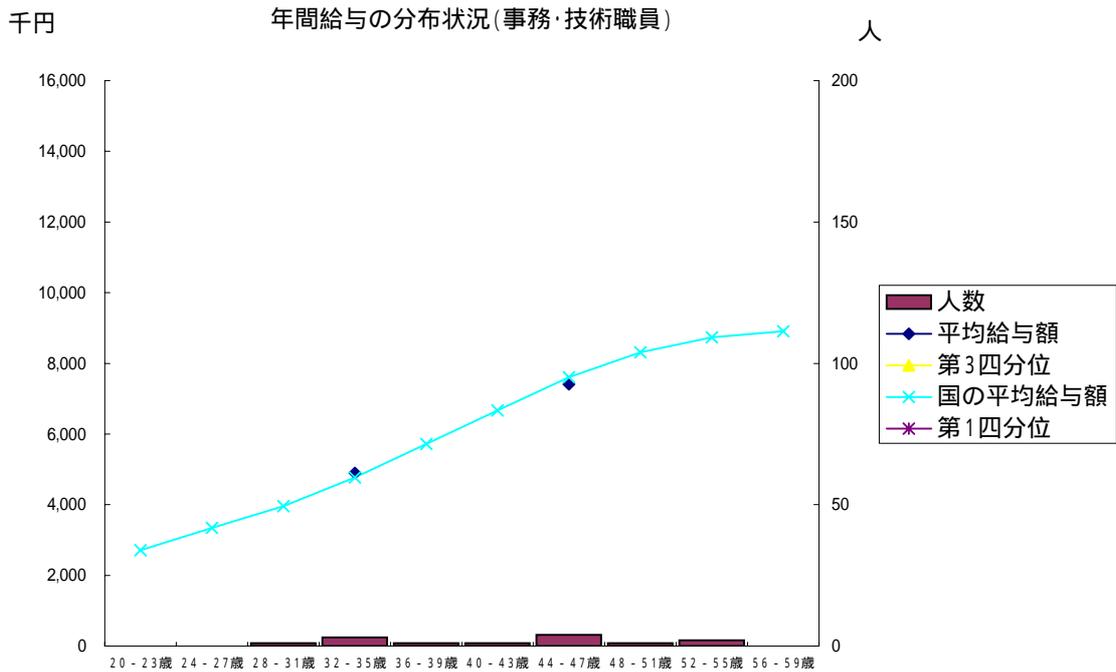
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 -	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 -	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 4	歳 52.3	千円 2,483	千円 2,483	千円 158	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託職種	人 4	歳 52.3	千円 2,483	千円 2,483	千円 158	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「嘱託職種」とは、理事長の委嘱に応じ協会の特定業務に関する事務を行う職種を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。〕



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: グラフのうち、全ての年齢階層について該当者が4名以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注3: グラフのうち、年齢28-31歳、36-39歳、40-43歳、48-51歳、52-55歳の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	-	-	-	-
課長	1	-	-	-	-
課長補佐	5	49.9	7,228	7,733	8,477
係長	4	40.8	-	5,259	-
係員	3	32.5	-	4,148	-

注1: 「本部課長」「本部係員」が相当数置かれていないため、原則として「本部課長」「本部係員」を掲げるところ、代わりに本部以外の事務所も含めた「部長」「課長」「課長補佐」「係長」「係員」について記載する。

注2: 「部長」及び「課長」については該当者数が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注3: 「係長」及び「係員」については、該当者数が4名以下であることから、「第1・第3分位」の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	課長	課長	専門官
人員 (割合)	14	()%	()%	()%	(7.1%)	(7.1%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		専門官	専門官	専門職	専門職	主事
人員 (割合)		3 (21.4%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)
年齢(最高～最低)		53～51		45～35	43～32	
所定内給与年額(最高～最低)		6,210～5,339		4,279～3,814	3,272～3,138	
年間給与額(最高～最低)		8,560～7,408		5,883～5,280	4,415～4,269	

注:表のうち、7、6、4、1級の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定される恐れがあるため、「年齢(最高～最低)以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.4	61.1	59.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.6	38.9	40.7
	最高～最低	43.1～42.2	39.4～38.5	41.2～40.2
		%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2	68.0	66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8	32.0	33.3
	最高～最低	40.4～32.0	37.3～29.6	37.6～30.9
		%	%	%

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

94.4

対他法人(事務・技術職員)

87.9

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成15年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 166,605	千円 168,231	千円 (%) -1,626 (-0.97)	千円 (%) 7,299 (4.58)
退職手当支給額 (B)	千円 6,028	千円 3,805	千円 (%) 2,223 (58.42)	千円 (%) 6,028 (100)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 48,747	千円 48,988	千円 (%) -241 (-0.49)	千円 (%) -459 (-0.93)
福利厚生費 (D)	千円 26,416	千円 26,887	千円 (%) -471 (-1.75)	千円 (%) 408 (1.57)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 247,796	千円 247,911	千円 (%) -115 (0.05)	千円 (%) 13,276 (5.66)

総人件費について参考となる事項

平成18年度の「給与、報酬等支給額」、「非常勤役職員給与」の対前年度比は、それぞれ1,626千円(0.97%)、241千円(0.49%)の減額となった。給与改正及び人事交流等により俸給水準が引き下げられたこと、期中における職員の退職に伴い、欠員が生じたことが要因である。退職手当支給額が2,223千円(58.42%)の増額となっているが、全体的には対前年度比が減額となったため、「最広義人件費」も115千円(0.05%)の減額となった。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17年4月1日現在の常勤役職員数21人を基準の人数とし、平成18年度以降5年間で5%以上の人員(2名)の削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

法人が必要と認める事項

特になし。